

四日市市告示第 26 号

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 1 月 27 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱

四日市市児童手当事務処理要綱（平成 26 年四日市市告示第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

児童手当（特例給付）認定 通知書

児童手当（特例給付）について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
手 当 認 定 ・ 額 改 定 ・ 変 更	申請年月日	年 月 日
	対象となる 児童の人数	人
	手当月額	円
	認定年月	年 月分手当から
	支 払 月	
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第3号様式を次のように改める。

様

四日市市長

児童手当（特例給付）認定請求却下 通知書

児童手当（特例給付）について、下記のとおり認定請求却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認定請求却下	申請年月日	年 月 日
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第4号様式を次のように改める。

様

四日市市長

児童手当（特例給付） 認定通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

記

認定に関する事項							
1. 支給対象児童数							
	<table border="1"><tr><td>(3歳未満)</td><td>人</td></tr><tr><td>(3歳以上)</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2. 手当月額							
	<table border="1"><tr><td>(3歳未満)</td><td>円</td></tr><tr><td>(3歳以上)</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3. 支給開始年月	年 月から						
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
（※）4については、この通知書の別紙をご確認ください。							
備考							

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第5号様式を次のように改める。

様

四日市市長

児童手当 認定請求却下 通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

記

認定請求却下に関する事項	
1. 却下した理由	
2. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
（※）2については、この通知書の別紙をご確認ください。	
備考	

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第6号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

児童手当（特例給付）額改定 通知書

児童手当（特例給付）について、下記のとおり改定しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
手 当 認 定 ・ 額 改 定 ・ 変 更	申請年月日	年 月 日
	対象となる 児童の人数	人
	手当月額	円
	認定年月	年 月分手当から
	支 払 月	
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第7号様式を次のように改める。

様

四日市市長

児童手当（特例給付）額改定請求却下 通知書

児童手当（特例給付）について、下記のとおり額改定請求却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認定請求却下	申請年月日	年 月 日
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第8号様式を次のように改める。

様

四日市市長

児童手当 額改定通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については、請求・届出・職権により、次のとおり改定しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

記

額改定に関する事項							
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	計	人
（3歳未満）	人						
（3歳以上）	人						
計	人						
2. 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	計	円
（3歳未満）	円						
（3歳以上）	円						
計	円						
3. 改定年月	年 月から						
4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）							
<p>（※）4については、この通知書の別紙をご確認ください。</p>							
備考							

4. 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定（増・減額）理由

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第9号様式を次のように改める。

様

四日市市長

児童手当 額改定請求却下 通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当の額改定については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

記

額改定請求却下に関する事項	
1. 却下した理由	
2. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
（※）2については、この通知書の別紙をご確認ください。	
備考	

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

様

四日市市長

印

児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書

児童手当（特例給付）について、下記のとおり支給事由が消滅しましたので通知します。

記

受給者氏名	
消滅年月日	年 月 日
消滅理由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第 1 1 号様式を次のように改める。

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

様

四日市市長

印

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

児童手当について、下記のとおり支給事由が消滅しましたので通知します。

記

消滅年月日	年 月 日
消滅理由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第12号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

未支払児童手当（特例給付）支給決定通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当（特例給付）の支給については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	口座振込

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第13号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払年月日	年 月 日
		支払方法	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払年月日	年 月 日
		支払方法	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払年月日	年 月 日
		支払方法	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払年月日	年 月 日
		支払方法	

合計 _____ 円

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第14号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

未支払児童手当（特例給付）請求却下通知書

年 月 日付請求のありました未支払児童手当（特例給付）の支給については、下記のとおり請求を却下しましたので通知します。

記

却 下 の 理 由	
-----------------------	--

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第15号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）

年 月 日付請求のありました未支払児童手当の支給については、下記のとおり請求を却下しましたので通知します。

記

児童の氏名	住 所	却下の理由

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第19号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の4の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年6月分	円 (月分保育料)	
年10月分	円 (月分保育料)	
年2月分	円 (月分保育料)	
年6月分	円 (月分保育料)	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

第 2 2 号様式を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

児童手当（特例給付）支払差止通知書

次のとおり児童手当（特例給付）の支払を差し止めますので通知します。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止月額	円
	支払差止期間	年 月分から
	支払差止事由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)